

収入証紙廃止後の納付方法等について

※以下、「証紙」といいます。

01

証紙の廃止について



証紙の販売は
令和 8 年 9 月末日まで

証紙の使用は
令和 9 年 3 月末日まで

未使用の証紙の還付は
令和 13 年 9 月末日まで

02

証紙販売終了後（令和 8 年 10 月以降）の狩猟税の 納付方法等について

納付方法について

原則現金による納付となります。

（山口県税賦課徴収条例 第 130 条、第 131 条）

狩猟税申告書様式について

令和 8 年 9 月の証紙廃止に併せ、次のとおり改正しました。

- ・ 山口県収入証紙貼付け欄の記載変更
- ・ 市町長証明欄の記載変更 等

（山口県税賦課徴収条例施行規則 第 153 号様式その 1、その 2）

【お問い合わせ先】

事務所名	所在地	郵便番号	電話番号
岩国県税事務所	岩国市三笠町1-1-1	740-8516	(0827)29-1504
柳井県税事務所	柳井市南町3-9-3	742-0031	(0820)23-2121
周南県税事務所	周南市毛利町2-38	745-0004	(0834)33-6416
山口県税事務所	山口市神田町6-10	753-0064	(083)925-5751
宇部県税事務所	宇部市琴芝町1-1-50	755-0033	(0836)21-2112
下関県税事務所	下関市貴船町3-2-1	751-0823	(083)223-7194
萩県税事務所	萩市江向河添沖田531-1	758-0041	(0838)25-9874
総務部税務課	山口市滝町1-1	753-8501	(083)933-2277